

平成 30 年度医療技術等国際展開推進事業 研修実施機関公募要領

1. 総則

平成 25 年 4 月 2 日の第 6 回日本経済再生本部において、安倍内閣総理大臣より、「内閣官房長官は関係閣僚を束ね、日本の医療技術・サービスを展開するため、医療機関、関連企業等による国際事業展開活動を、経済協力をはじめ、あらゆる手段を動員して支援すること」との指示がありました。同年 6 月 14 日にとりまとめられた「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、医療の国際展開は重要な一分野として記載されるなど、日本政府において取り組むべき課題と位置付けられています。その改訂版である「未来投資戦略 2017」が、平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定され、引き続き医療の国際展開を推進していくこととしています。

我が国は、国民皆保険の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成しました。今後は、長年培ってきた日本の経験や知見を活かし、医療分野における国際貢献を果たしていくことが重要な課題です。このため、厚生労働省は、医療の国際展開のため、各国の保健省との協力関係の樹立に尽力しています。

医療技術等国際展開推進事業は、①国際的な課題、我が国の医療政策や社会保障制度等に見識を有する者、我が国の医療従事者や医療関連産業の技術者等を関係国へ派遣すること及び②諸外国から医療従事者や保健・医療関係者等を受け入れることを実施します。これらを通じて、我が国の医療制度に関する知見・経験の共有、医療技術の移転や高品質な日本の医薬品、医療機器の国際展開を推進し、日本の医療分野の成長を促進しつつ、相手国の公衆衛生水準及び医療水準の向上に貢献することで、国際社会における日本の信頼を高めることによって、日本及び途上国等の双方にとって、好循環をもたらすことを目的とします。

この目的を達成するため、日本の専門家を関係国へ派遣して行う現地研修や保健・医療関係者等の受入を実施する機関を選定するために、国立研究開発法人 国立国際医療研究センター (National Center for Global Health and Medicine: 以下 NCGM) は、以下のとおり研修実施機関の公募を行います。

2. 事業内容

厚生労働省（日本政府）と医療・保健分野に関する覚書等を署名した国や今後医療ニーズの高まり及び経済成長が見込まれる途上国等との協力関係の強化を推進するとともに、日本の医療を効果的・効率的に国際展開するために、以下の「ア」「イ」「ウ」に資する、（１）及び（２）の双方、あるいは（１）または（２）のいずれか一方を実施する研修実施機関を公募します。

ア. 日本の医療技術や医療機器、医薬品等を世界に展開する

- ・ 日本の医療技術、医療機器、医薬品等の資機材を活用する技術的な研修等
- ・ 日本の医療施設における運営体制、マネジメント・研修・施設管理等の管理運営・人材開発・設備等に関する研修等

イ. 日本の医療制度を世界で展開する

- ・ 医療制度、保険制度、薬事制度等の規制制度・医療環境整備等に関する研修等

- ウ. 日本の経験や技術が国際的に注目されつつある課題に対応する
- ・ 国際的な課題（高齢社会対策、非感染性疾患（NCD）等）への対応に関する研修

- （1）国際的な課題、我が国の医療政策や社会保障制度等に見識を有する者、我が国の医療従事者や医療関連産業の技術者等を関係国へ派遣し、研修を実施する。
- （2）諸外国から医療従事者や保健・医療関係者等を受け入れ、研修を実施する。

本事業は、事業実施期間について、複数年度（最大 3 年間を限度）に渡る実施計画も認められます。ただし、各案件の予算の決定は単年度毎になります。また、複数年度で認められた場合も年度毎に実施計画の申請は必要となり、審査にて可否を決定します。

留意点

- ① 研修の実施に当たっては、日本国内の医師法や医療法等の医事法制を遵守して下さい。
- ② ODA を活用して医療従事者の受入を実施した場合や学位取得のための研修の場合は、本事業の対象となりません。
- ③ 採択された研修実施機関と NCGM との間で委託契約書を締結します。
- ④ 本事業の実施にあたっては、厚生労働省並びに NCGM が必要に応じて研修実施機関に対して助言をする場合があります。
- ⑤ 平成 30 年度の事業に関する費用の精算は NCGM の規程に準じた精算払いによる支払いとなります。
- ⑥ 本事業は研修事業であり、研究事業は対象とはなりません。

3. 研修実施機関の応募に関する諸条件

研修実施機関の応募者は、次の条件を全て満たすものであることとします。

- ① 本事業を実施する上で必要な経営基盤と人材を有し、資金や研修実施に関する管理能力を有すること。
- ② 日本に拠点を有していること。
- ③ これまで、外国人研修生を受入れた実績、または国外での研修を実施した実績があること。

4. 採択案件数

10～20 程度

5. 事業実施期間などのタイムフレーム

- ・ 契約締結：平成 30 年 5 月以降、6 月末まで
- ・ 事業実施期間：契約締結日から平成 31 年 2 月 14 日まで
- ・ 事業の進捗を確認するため、web 会議等により中間報告会を実施する。それに加えて必要に応じて報告を求める。
- ・ 実績報告：平成 31 年 2 月 28 日（木）までに実績報告書（会計・経理報告、業務完了報告）を提出。
- ・ 確定検査：平成 31 年 3 月
- ・ 報告会：平成 31 年 3 月

平成 30 年度 本事業に関するタイムフレーム （現時点での予定）

1 月 16 日～3 月 15 日	公募期間
4 月 9 日	書面審査を通過した機関にヒアリングを実施（会場は NCGM）
4 月下旬	研修実施機関選定、採択・不採択の通知 採択された機関は詳細計画などの関係書類を策定
5 月～6 月末 (必要に応じて随時)	研修実施機関と NCGM との間で委託契約書を締結し、事業開始 NCGM や厚生労働省からの助言、NCGM や厚生労働省に対する現状報告
9 月頃	NCGM が中間検査を実施 NCGM や厚生労働省に対する事業進捗の中間報告会
2 月 14 日まで	事業終了
2 月 28 日まで	研修実施機関は、NCGM に対して実績報告書（会計・経理報告、業務完了報告）を提出
3 月	NCGM が確定検査を実施
3 月頃	報告会を実施

6. 研修実施機関の審査

(1) 審査概要

研修実施機関の審査については、上記「3. 研修実施機関の応募に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を審査します。企画書等の内容について書面審査及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの審査結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担うことができると認められる応募機関を研修実施機関として選定します。審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された企画書等の資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(2) 審査方法

- ① 書面審査：提出された書類に関し、特に企画書の内容を中心に、書面審査を実施します。
- ② ヒアリング：書面審査後に候補となる研修実施機関の申請者（代理も可能）に対して、ヒアリングを実施します。ただし、ヒアリングに出席しなかった場合は辞退したものと見なします。ヒアリングは 4 月 9 日を予定しており、書面審査を通過した研修実施機関候補に対しては、事前連絡をします。事前連絡がない場合は、ヒアリングはありません。なお、ヒアリングの際の交通費については自己負担となります。
- ③ 書面審査及びヒアリングを踏まえ最終的に 4 月末までに研修実施機関を選定します。なお、採択後より 5 月～6 月末の契約までに、詳細計画などの関係書類を作成いただく予定です。

(3) 審査の項目・企画書内容審査の際の視点

- 提案事業が人材育成や制度整備支援等を通じ、対象国における医療環境の整備を推進することにより、日本の医療技術、医療機器、医薬品、医療サービス等医療関連事業の国際展開に資するかどうか、以下に挙げた視点により企画書内容を審査します。
- ・ 対象国の選定にあたっては、事業の目的を踏まえ、産業界が重要視している国、地域となっているか
 - ・ 対象国の課題及びニーズを的確に把握しているか
 - ・ 事業目標は明確で実現性があるか

- ・ 提案事業内容が、下記の①～③のいずれかに該当しているか
 - ①提案事業内容は、日本の医療技術、医療機器、医薬品等の資機材を扱っているか
 - ②提案事業内容は、医療施設におけるマネジメント、人材開発にかかわっているか
 - ③提案事業内容は、医療制度、保険制度、薬事制度等の規制制度にかかわっているか
- ・ 提案事業内容は、「深さ」の観点から、現地の課題解決にどの程度貢献するか
- ・ 提案事業内容は、「対象範囲の広さ」の観点から、相手国における「公衆衛生水準や医療水準の向上」に、どの程度広く影響を及ぼすことが期待できるか
- ・ 提案事業内容は、日本の医薬品及び医療機器業界全体の国際展開に将来的に影響を及ぼし、取組の拡がりが期待できるか
- ・ 研修等を含む事業のアウトカム・アウトプットは、何らかの指標・数値等により具体的に測定可能か
- ・ 事業終了後の展望（方向性）は明確か
- ・ 日本側において、必要な人員、経験等が示されており、事業を遂行できるか
- ・ 日本側において、事業効果を高めるために、国内の関係者（医療機関、学会、有力企業等）と有機的な連携をしているか
- ・ 相手国側において、研修対象機関や研修対象者は適切か
- ・ 相手国側において、事業効果を高めるために、相手国の中核機関やトップ病院との連携をしているか
- ・ 提案事業内容の実現可能性が担保されているか（例えば、本事業に関して合意がなされている、協議がはじまっている、打診がはじまっている、何も行われていない）
- ・ 実施スケジュールは具体的に書かれているか
- ・ 実施計画に基づいた予算の内訳・支出計画は適切であるか
- ・ そのほか考慮事項として、申請された年度（単年・複数）の期間は妥当か

参考

・ 厚生労働省が医療保健分野の協力覚書等を結んだ国とその概要については、付属資料 2 をご参照ください。詳細につきましては、厚生労働省「医療の国際展開」のウェブサイトをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/index.html（「トピックス一覧」をクリックしてください）

・ 厚生労働省は、平成 28 年度に、医薬品や医療機器の国際展開を促進するため、ヘルスケア産業の海外事業展開に関する経営方針・ニーズ等を把握し、今後の企画立案等に役立てることを目的とした調査・分析を実施しました。詳細は「ヘルスケア産業の海外事業展開に関する経営方針・ニーズ調査及び課題に関する環境分析業務報告書」をご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000166325.html>

(4) 審査結果の通知

審査結果は速やかに研修実施機関に通知いたします（4月下旬を予定）。

7. 本事業に係る経費並びに精算について

本事業に係る経費は、原則としては、上限 10,000 千円（税込）、下限 5,000 千円（税込）を目安とし、対象とする経費は事務処理マニュアルを参照し、予算を計上してください。ただし、例えば対象国が地理的に日本から遠い等の要因により、内容によっては 20,000 千円（税込）まで認めることは可能です。その場合は、別途、原則としての上限額を超える理由、予算の具体的用途、積算、必要性等を示した書類を作成して下さい。

経費の精算は NCGM の規程、及び、本事業の事務処理マニュアルに準じた精算払いとなります。実績報告書の提出時期によって精算払いの時期は異なります。実績報告書が平成 31 年 1 月 31 日までに提出された場合は平成 31 年 3 月末までの精算払い、実績報告書が平成 31 年 2 月中に提出された場合は平成 31 年 4 月以降の精算払いとなります。

8. 応募方法と提出書類

(1) 応募書類提出期間

平成 30 年 1 月 16 日（火）～ 3 月 15 日（木）17:00（必着）

(2) 提出書類

付属資料 1. を用いて書類 A, B, C, D, E, F, G を作成してください

- A. 平成 30 年度医療技術等国際展開推進事業 申請書
- B. 平成 30 年度医療技術等国際展開推進事業 企画書
- C. 事業概要のまとめ（パワーポイント形式で 1 枚）
- D. 実施スケジュール（エクセル形式で 1 枚）
- E. 貴機関の経歴（概要）、定款など活動が分かる資料
- F. 貴機関の直近決算年度の確定申告書(写)、財務諸表(写)
- G. （もしあれば）貴機関と事業を行う対象国もしくは対象機関との間で締結された協力覚書（写）等

(3) 提出先

- ① 書類 A～G を一つのファイルにまとめ、10 部郵送または宅配便で提出ください。

提出先：〒162-8655 東京都新宿区戸山 1-21-1

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター

国際医療協力局 医療技術等国際展開推進事業事務局 宛て

※封筒の宛名面に「平成 30 年度医療技術等国際展開推進事業」と朱書きにより、明記してください。

- ② 書類 B, C, D は電子媒体も以下にお送りください。

E-mail: kokusaitenkai@it.ncgm.go.jp

※メールのタイトルは「平成 30 年度国際展開推進事業（研修実施名）」としてください。

(4) 問合せ先

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター

国際医療協力局 医療技術等国際展開推進事業事務局

E-mail: kokusaitenkai@it.ncgm.go.jp

Tel : 03-3202-7181（内線 2719）（できる限りメールでお願いいたします）

以上